

「天理市空家等対策計画(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメント実施結果概要

- ◆実施案件名:天理市空家等対策計画(案)
- ◆実施期間:平成30年5月14日～平成30年6月13日まで(31日間)
- ◆実施結果
 - 意見提出者:1名
 - 意見提出件数:8件

2. 「天理市空家等対策計画(案)」に対する意見の概要と市の考え方

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	空家等の状況調査で、水道閉栓5年以上としているが、実態把握のためには、3年・5年・10年以上の調査が必要です。	水道の閉栓状況による空家の実態調査につきましては、最も効果的な閉栓期間を十分に検討したうえで、効率的な調査を実施してまいります。
2	都市計画道路予定地の建築制限により、建て替えを見送っている場合の対策を検討していただきたい。	都市計画施設(道路・都市高速鉄道・公園等)が決定されている土地では、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として、建築物の建築に一定の制限を加えています。 ただし、上記に該当するような空家につきましても、都市計画法第53条の許可基準内での新築及び改築等は可能であり、申請を受け付けています。
3	第4章1(1)の適正管理とは、どのような状態でしょうか。	本計画(案)12頁の判断基準例にありますように、建物やその敷地等に関して、次のような状態にならないよう、管理することをいいます。 ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われないことにより著しく景観をそこなっている状態 ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
4	天理市空家等対策協議会で、利害関係人や関係者の意見陳述について明記する必要があるのではないかどうか。	本計画で定める特定空家等に関する措置においては、協議会での特定空家等認定の前段階で空家特別措置法に沿って所有者への改善依頼、助言、情報提供等を行うとともに、認定後も、助言、指導等を行いますので、所有者の意見を聞かずにはいきなり勧告、命令、代執行といった法的手段に移行することはございません。その他関係者からの意見については、当初の情報提供の段階に留めることとしていますので、明記する必要はないと考えます。
5	特定空家等の除去費用や空家の再利用のためのリフォームの費用への融資制度、利子補給、補助金制度をつくることにより、対策を促進することができます。	いただいた御意見は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
6	空家等を借り上げて公営住宅として活用する方針を示してください。	空家等を公営住宅として借り上げることにつきましては、空家等の有効活用の点では一定の効果がある一方、公営住宅としての一定の整備基準を確保する必要があることなど課題があるものと認識しております。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	若者定住対策のために、融資制度や補助金制度をつくり、積極的に広報、公募して下さい。	空家の活用が若者の定住に資するような適切な制度設計に努めてまいります。いただいた御意見は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
8	空家等の流通促進のために、建設事業者や不動産業者と連携する必要があるのではないですか。	自治会、地域住民、不動産業者、NPO法人、大学、建築、法務専門家等の団体等と協働し、総合的な空家等対策を進めてまいります。